

お知らせ

令和元年5月
亀山市財務課契約管財グループ・工事検査監

建設業退職金共済（建退共）制度について

1. 掛金収納書の提出

- (1) 市発注の建設工事において建設業退職金共済（建退共）制度に該当する場合は、同制度の加入と、掛金収納書の提出を求めます。
- (2) 請負業者は契約時に掛金収納書（発注機関提出用）を(様式第1号)に貼り付けし、契約管財グループへ提出してください。
- (3) 中小企業退職金共済制度（中退共）など他の退職金制度に加入していることにより、共済証紙を購入する必要が無い場合は、(様式第2号)を提出してください。
- (4) 他工事において購入した証紙の流用による購入辞退は当面の間認めません。
- (5) 証紙購入額は当該工事に必要な分で足りませんが、契約金額に対して、1,000分の1.7を下回る場合は、提出時に理由の説明を求めます。
- (6) 契約時に施工体制が決定していない等の理由で、証紙購入額が推定出来ない場合は、暫定分を購入して提出することも認めます。その場合は体制決定後に速やかに追加購入してください。
- (7) 工事の進捗に伴い、証紙を追加購入した場合は、監督員に掛金収納書（発注機関提出用）を(様式第1号)に貼り付けし提出してください。
- (8) 増額変更した際には、変更契約時に増額分の掛金収納書（発注機関提出用）を(様式第1号)に貼り付け契約管財グループへ提出してください。
すでに購入済みの証紙で賄える場合は(様式第2号)を提出してください。

2. 工事施工中

- (1) 当該工事に携わる下請を含む作業員の建退共加入状況の把握と未加入者への加入指導をおこなってください。
- (2) 作業員の就労状況を把握し、適正に証紙を交付してください。
- (3) 証紙の受払簿等を作成し管理してください。

3. 完成検査時

(1) 完成検査時に、証紙の購入、受け払いが適正に実施されたかを確認しますので、関係書類を持参して説明をお願いします。

4. その他

(1) 本お知らせに関わらず、契約管財グループ及び、監督員から個別に指示があった場合は、その指示に従ってください。

建退共制度に関する問い合わせ先は以下をお願いします。
建設業退職金共済制度事業本部 三重支部
津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館内
TEL059-224-4116 FAX059-228-6143

(様式第1号)

令和 年 月 日

亀山市長
櫻井 義之 様

住 所
請負者
氏 名

印

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

次のとおり証紙を購入したので、当該掛金収納書を添付して報告します。

工事番号及び工事名			
工 事 場 所			
契 約 年 月 日	令和 年 月 日	契 約 変 更 年 月 日	令和 年 月 日
工 事 期 限	令和 年 月 日	変 更 後 工 事 期 限	令和 年 月 日
契 約 金 額	円	変 更 後 契 約 金 額	円
共 済 証 紙 購 入 額	円	購 入 累 計 額	円
掛金収納書（発注官公庁等用）貼付欄・説明欄			

- (注) ①この報告書は、工事請負(変更)契約締結時に契約管財グループへ提出すること。
②証紙購入額が契約金額に対して1,000分の1.7を下回る場合は説明欄に理由を記入すること。

(様式第2号)

令和 年 月 日

亀山市長
櫻井 義之 様

住所
請負者
氏名

印

建設業退職金共済証紙購入辞退報告書

当該工事においては、証紙の(追加)購入が不要なため理由を付して報告します。

工事番号及び工事名			
工事場所			
契約年月日	令和 年 月 日	契約変更年月日	令和 年 月 日
工事期限	令和 年 月 日	変更後工事期限	令和 年 月 日
契約金額	円	変更後契約金額	円
共済証紙購入額	円		
理由			

(注) ①この報告書は、工事請負(変更)契約締結時に契約管財グループへ提出すること。

